主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、農地調整法四条三項(昭和二四年法律二一五号による改正後は五項)に 関する原審の解釈を非難するけれども、右条項における知事の許可が売買、贈与等 の効力発生要件であることは当裁判所の判例とするところであり(昭和二七年(オ) 第六五三号事件、昭和三〇年九月九日判決、参照)、右と同旨に出でたものである ことの判文上明らかな原審に所論違法ありとなし得ない。右論旨は理由がない。

その余の論旨はすべて、原審が否定した実質上Dと上告人間に直接売買の合意の 為されたことを前提とするものであり、原判示にそわない事実に基いて原審の判断 を非難するに帰着するから、採用に由ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	ಚ	田式	宩	裁判官